

四
發行方法の適用
三
の法發号名
二
の二令〇
一
平發十第政財務省告示
の法律行稱
成行八六年十一月五達第
項及の及
二条件件十八等一第調示
び根び
三十件十一年五月五達第
そ拠記
年を

○ 財務省告示第三百四十九号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成
二十八年十一月二十八日に発行した政府短期証券
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年十二月八日
財務大臣 麻生 太郎

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	發	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 參 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 參 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 參 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争	入 価 法 入 札 格 決 發 競 定 行 争 の
千 六 四 千 四 万 百 千 百 兆 円 円 五 円 百 十 八 一 十 億 二 千 億 二 四 百 千 五 八 十 十 万 五 五 万 千 九	額 万 額 面 円 面 金 金 額 額 で で 四 四 千 兆 四 百 八 五 十 億 万 一 四 千	額 万 額 面 円 面 金 金 額 額 で で 四 四 千 兆 四 百 八 五 十 億 万 一 四 千	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非

十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九
払 込 期 日	者 所 参 加	入 金 支 払	場 還 金 額	元 償 償 額	債 ・ 期 限	行 別 札 競	争 者 債 格
平成二十八年十一月二十八日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	五百円	百額	當期三十日	に	の
年月日							
十九	振替単位	発行価格	競争格	争格	行格	の金額	と金簿
十八	振替法	の記録	は規定によ	る最低額	口座金	による振替	の振替
八	又は記載	は金額	による振替	の金額	面金簿	の金簿	の金簿
七年	。整数倍	の金額	による振替	の金額	の金簿	の金簿	の金簿
一月	。二十八年	百円七錢	の金額	の金額	の金簿	の金簿	の金簿
二十八	年十一月	七錢四	に	に	に	に	に
日	二十八日	に	に	に	に	に	に